

第2予算審査特別委員会（第3日目）

H24.3.21（水）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 10：00

委 員 長

おはようございます。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

議案第2号の審議の前に、3月16日開催の本委員会において、議案第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算を審議いたしました。窪之内委員の質疑に対する答弁に一部誤りがありましたので、所管より訂正の申し出があり、ここで訂正いたします。予算書237ページ、家賃対策補助金に係る対象団地、補助期間についての質疑に対し、所管から「補助期間は平成17年度からおおむね30年」とご答弁がありましたが、正確には「補助期間は平成18年度から10年間」ですので、そのようにここで訂正いたします。

議案第2号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計予算

委 員 長

それでは、議案第2号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計予算についての説明を求めます。市民生活部参事。

庄野参事

説明に入る前に、おわびとご理解を賜わりたいと思いますが、皆さんご存じのように、伊藤部長、本会議から欠席をさせていただいております。体調不良のため、19日に入院をいたしました。この後も、ちょっと体調を回復するまで相当の時間がかかるだろうと思います。

この後、私のほうから、参事職でございますけれども、ご説明をさせていただきます。また、詳細につきましては、市民課長、税務課長以下、担当職員が対応してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いをしたいと思います。

（議案第2号を説明する。）

榎木課長

（議案第2号の詳細を説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

渡 辺

それでは、何点かお願いします。

まずは、172ページから176ページぐらいのところの国民健康保険税の課税基準みたいなものをちょっとお願いします。大体、総所得とか総収入等も入れて大体1割を超える国保税だというようなことで市民は言っているのですが、この市民の総収入、総所得でもいいのですが、平均して何%ぐらいで徴収になっているのか、これをお願いします。

次ですが、178ページから179ページにかけての国民健康保険税の179ページのところの上のほうから医療給付費分現年課税分のその次の後期、介護それぞれの課税分の大体93%ぐらい、この収入見込み額に対して推移をしている、徴税しているのですが、その7%ぐらいの、どうしてもというところの部分をご説明いただければと思います。

その次の、下のほうの3つぐらいで滞納繰越分があるのですが、医療費給付費分と後期高齢者と介護納付金等の、これもおおそ12%から13%ぐらいのところで決算に従っていると思うのですが、これしか見込めない理由もお願いします。これで3点目。

次、4点目ですが、こういう滞納によって、結局処分された短期資格証明書発行、こういうものがなされていると思うのですが、現時点での世帯数や人数、それがわかりましたらお願いします。

5点目でございますが、192から193ページにかけての特別対策事業費ということで、説明欄のところで、収納率向上特別対策事業に要する経費が900万円ほどあるのですが、これだけの経費を使って収納率向上の特別対策事業が行われているわけですが、年々この経費のかさんでいる内容というか、その理由等をご説明いただければと思います。

次ですが、202ページから203ページの前期高齢者納付金が、前年度150万円程度だったと思うのですが、今年度61万円程度に、約58%でしたか、減っているこの理由をご発表ください。

以上、6点お願いします。

答弁を求めます。

委員長
鎌田副主幹

税務課、副主幹の鎌田です。

ご質問の2番目と3番目の収納率の部分についてお答えします。

まず、2点目は、現年課税の部分で7%程度、どうしても収入にならないという部分があるのはどういう理由なのだろうということと、それから、滞納繰り越しの部分の12%の根拠ということですね。この部分については、両方とも同じ理由というわけではないのですけれども、結果として出ているものだというふうにご理解いただきたいと思います。いわゆる徴収を確保するために、もろもろさまざまな手続を行いまして、その中に当然滞納処分ということもあるのですけれども、我々としては、資力あるのに納付をしない方ですとか、納付の催告等に応じていただけないというような場合について滞納処分等も行うのですけれども、具体的には、納期限までに納付に至らない督促状を送り、なお納付がなければ催告書を送り、その後我々が、場合によっては訪問、電話、文書等によって納税の奨励等を行うのですけれども、それでも収納に至らないという方たちに対しては、調査の結果、資力あるということがわかれば、滞納処分というようなことで徴収の確保を行うわけですが、しかしながら、その中には、これは滞納処分の停止ということで以前にもご説明申し上げたこともあるのですけれども、時点時点で判断する場合において、どうしても納税することができないという方たちも中にはいらっしゃいます。法的には、例えば滞納処分をすることができる財産がない方であるだとか、それから滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるのだというような判断がされる場合ですとか、もう一つは、滞納処分をする対象の方ですとか、その財産、そういったものが不明であるとかというような場合というのも当然その手続の中にあるわけですから、結果として7%どうしても徴収に至らないと、これはあくまでも予算ですからあれなのですけれども。

それから、滞納繰り越しについても十数%という数字で表現されていますけれども、そういった方たちが中にいるのだということでご理解をいただきたいと思います。ちょっと繰り返しになるのですけれども、一定の努力を行っても、そのような判断のもとで徴収に至らないというものがあるということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

佐藤副主幹

市民課の佐藤でございます。

私のほうから、4番目の短期証、資格証の人数と世帯数について答弁させていただきますが、ことしの2月29日現在でございますけれども、資格証明書につきましては80世帯、人数につきましては122人でございます。短期証につきましては457世帯、830人でございます。

それと5番目の、特別対策事業費の収納率向上に係るふえた原因でございますけれども、特に何かの真新しい事業というのはございませんで、必要な事務費等を積算いたしまして、その分については増額したということでございます。以上です。

金子主査

市民課主査の金子でございます。

1点目にご質問のありました国保税の関係でございますけれども、課税基準ということで賦課の率に関することかなと思ひまして、ご回答しますけれども、医療分が所得の8.8%、また、世帯につき22,700円、それから個人につき22,700円いただいているところでございます。

それと、後期高齢者支援金分でございますけれども、所得に対して2.7%、それと世帯につきまして6,500円、それと個人につきまして6,500円でございます。また、介護納付金課税分なのですが、これについては所得に対して2.3%、それから個人につき12,000円、世帯割はございません。それぞれ、こういうふうにいただいているわけですが、所得がない世帯についても、最低限の保険税がかかってくるのがこういう制度でございますから、平均の所得から割り出すとどうしても低く出てしましますが、滝川市の国保加入者の平均の所得としては66万5,214円、これは世帯当たりでございます。これから算出すると、世帯当たりの平均としては13万2,111円、国保税としていただいているという計算でございます。

それと、6点目のおっしゃられた前期高齢者納付金の関係でございますけれども、滝川の場合は、前期高齢者交付金というのは16億円ほどいただいております。今回も予算に計上しておりますけれども、交付金をもらう保険者と納付金を払う保険者と基本的には2つに分かれます。滝川の場合はもらっているほうですから、納付金としては極めて少ない額で済むのですが、これは国のほうからあらかじめ定められた率に基づいて計算して、その結果61万円までに減っているということでございます。

以上です。

委員 長
渡 辺
委員 長
窪 之 内

はい、答弁が終わりました。再質疑ございますか。

ありません。

よろしいですか。そのほか質疑ございますでしょうか。

それでは、ちょっとたくさんあるので、ゆっくりしゃべります。

1点目ですが、先ほどの説明のときにも、若干制度改正についてのお話もあったのですが、国保会計に影響がある制度改正の主な内容とその影響についてお伺いしたいと思います。あわせてここ何年間は、毎年限度額の改正があったのですが、予定によると毎年まだ上がるという予定になっているので、この限度額改正の動向もあわせてお伺いしたいというふうに思います。

大きく2番目ですが、24年度の予算収支の見通しという大きなくりの中で、1点目は、療養給付費というのは動きがあるわけですが、そうした動きに対応するように基金の積み立てを行っているわけですが、安定した収支を賄っていくためには、どの程度の基金の積み立てが必要と考えているのか、お伺

いしたいというふうに思います。

それと次、参考資料の療養給付費のところを見ていただくと、26ページです。これを見ていただくと、一般被保険者の関係なのですけれども、決算の状況から見ると、23年度は決算見込みだというふうに思うのですが、療養給付費が24年度マイナス予算を立てていて、今までの決算の経過から見ると、件数増の場合は総医療費も増という傾向がある中で、23年度の決算見込みから減の予算を立てたということは、これが増になってくると収支に大きな影響を与えるのではないかという心配があるのですけれども、このマイナスの見込みをした要因についてお伺いしたいというふうに思います。

次ですが、178ページから179ページの保険税のことについてですけれども、滞納保険税の不納欠損金の年間見通し額についてお伺いしたい。

2点目は、滞納世帯の状況についてですけれども、直近の滞納世帯数の総合計と、軽減なし世帯、7割、5割、2割の軽減世帯数別にお伺いしたい。

それと、先ほど直近2月22日現在での資格証明書の発行世帯数80世帯、122人というふうにお聞きしたのですが、それも、軽減なし、7割、5割、2割の世帯がどうなっているのかをお伺いしたい。

それと、滞納世帯のうち予想される差し押さえの該当件数と滞納額。同じく、滞納者のうち高額滞納者に位置づけている滞納金額というのはどの程度なのかということと、その高額滞納者と言われる世帯数は何世帯あるのか、お伺いしたいと思います。

次に、180から183ページの国と道からの普通調整交付金と特別調整交付金についてなのですが、調整交付金の確定は4月になると思いますけれども、23年度比で国がマイナス、道がプラス予算となっていますが、その積算根拠についてお伺いしたい。

次ですが、歳入と歳出にかかわってきますが、歳入180、181ページ、もう一つ、歳出210、211ページの特定健康審査について、説明では受診者の見込み数に変えたということだったのですけれども、これは、これまで国から受診率の目標が示されていて、その目標を達成しないとペナルティーが科せられるというふうになっていたのですが、去年の予算では60%、たしかことしは65%の受診率目標になったのを、今回は受診率の見込み数ということで下げたわけですが、そうすることによって、ペナルティーが科せられるのかどうかについて、また、見込み数まで受診率を下げたということは、どういうことなのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

次ですが、182から183ページの前期高齢者交付金について、渡辺委員のほうから、今、質疑がありましたけれども、2年ごとに精算される交付金だというふうに思っているのですが、先ほど説明ありましたように、滝川の場合は交付されるほうが多いということで、前期の高齢者ができてから、滝川の収支にとってはプラスの方向に働いていたというふうに思うのですけれども、それが精算との関係もありますけれども、23年度予算比で1億4,000万円増を計上できた要因はどこにあるのかなということをお伺いしたいと思います。

次、184から185ページの一般会計繰入金のうちの保険税軽減分に対応した繰入金についてお伺いしたいと思います。この保険税軽減分に対応した繰り入れというのは軽減分の100%ではないわけですが、一般会計からの軽減分に対応した繰入基準というものがあるのかどうかお伺いしたいというのと、軽減分に対

応する他の措置、一般会計以外の他の措置があるかないかについてもお伺いしたいというふうに思います。

次、186から187ページ、諸収入の一般被保険者延滞金が前年予算比や22年度決算費と比べて大幅増になっていますが、その積算根拠についてお伺いしたいと思います。

次ですが、206から207ページの介護納付金についてですが、介護納付金とその納付金に対応する介護分の保険税等の収入の差というのが、かなり大きく開きがあった時期があったのですけれども、現在はそういう開きが狭まってきているというふうに見えていいのかどうか、介護の限度額減税、限度額もずっと上げてきていますので、そうした介護納付金と、それに対応する保険税との収入の差の解消策というのは、今後こういったものも考えられるのかもあわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

委員長
佐藤副主幹

それでは、大きく9点の質疑に対するご答弁を求めます。

私のほうから何点か説明させていただきます。

まず1番目の国保会計に影響のある制度改革の主な内容と影響ということでございますが、まず1点目といたしまして、限度額の改正でございますが、平成23年度は4万円ほど限度額が改正されましたが、24年度につきましては今のところ改正がございません。次年度以降につきましても、まだ国等の通知がございませんので、今後についてもちょっとはっきりわからないような状況でございます。

国保会計に影響のある制度改革ということで、2番目といたしましては、高齢受給者の自己負担割合でございますけれども、70歳から74歳までの方が対象になります。法律上は2割負担となっておりますけれども、今年度に引き続きまして、来年の3月末まで1割負担ということで、現役並みの所得については3割負担ということで、今年度と同様になっております。

それと、3点目といたしまして、都道府県調整交付金割合の引き上げでございますが、都道府県の財政調整機能の強化ということと、市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進ということで、都道府県調整交付金を給付費の現行の7%から9%に引き上げるということで、こちらにつきましては、一応ことしの4月1日からの施行を予定しております。これに伴いまして、国庫負担が給付費の34%から32%ということで引き下げられることになります。これを見ますと、2%上げて国費のほうに2%下げたということで、同率というふうに見られるのですが、ただ、前段に話しました財政調整機能の強化というところがありまして、今までですと、給付費の一定率がもらえたのですが、その調整機能が加えられることによって、果たしてそれがそのまま今までと同様にもらえるかどうか、ちょっと未定となっております。

それと、2番目の安定した運営を続けるための基金積み立ての関係でございますが、基金の保有額の最低必要額につきましては、厚生労働省の指導基準であります保険給付費の5%、24年度予算でいきますと、約1億9,000万円となる金額になります。この金額につきましては、過去の保険給付費の急激な増加ですとか、単年度赤字に匹敵するような金額でございまして、安定的な運営を考慮した場合につきましては、複数年に対応可能な額が必要であるというふうに考えているところでございます。

それと、大きな3点目の滞納世帯の状況の7割とか2割軽減の世帯の状況でございますが、世帯数につきましては、ことしの3月19日現在でございますけれども、直近の滞納世帯数につきましては、現年滞繰分も合わせまして、合計で1,117世帯でございます。軽減なし世帯数がそのうち515世帯、7割軽減が355世帯、5割軽減が85世帯、2割軽減が162世帯でございます。

それと、直近の資格証明書の発行世帯でございますが、データにつきましては、ちょっと去年の5月31日現在のデータしか持ち合わせていないのですが、全部で83世帯でございます。軽減なしが43世帯、7割軽減が23世帯、5割軽減が3世帯、2割軽減が14世帯でございます。

それと、ちょっと飛びまして、特定健康診査に係るご質問でございますけれども、目標率を下げた原因と、それを下げることによってペナルティーが科せられないのかという質問でございましたが、まずこの下げた原因でございますけれども、平成23年度から、国、道の負担金の申請が、前年度実績の3割増までしか申請できなくなったということがございまして、それらの指導のもとに国の目標率ではなくて、あくまでもうちの実施見込みの率というふうになりました。予算を下げたからといって、ペナルティーが科せられるということについては特にございませんので、ただ目標受診率の65%のペナルティーの分につきましては、今現在、国のほうにおいて、ペナルティーの有無も含めてその内容ですとか、実施時期については検討しているという状況で、まだはっきり決まっております。

それと、一般被保険者の延滞金の関係でございますが、大幅に増になった根拠ということでございますけれども、23年度の実行見込みをもとに積算したところでございます。

それと、介護納付金と保険税の収入の差の解消ということでございますが、介護納付金につきましては、保険税、国庫、道支出金ですとか、一般会計の繰入金により賄うこととなりまして、不足する場合につきましては、保険税の改定により収支の均衡を図るというものでございます。一応、収支の状況につきましては、22年度の決算で約280万円ほどのマイナス、23年度予算では120万円ほどのマイナスとなっているところで、24年度予算につきましては、1人当たりの費用が大幅に増加していることもありまして、介護納付金が大幅に伸びたことから、約1,600万円のマイナスになるというふうに見込んでおります。ただ、このマイナスが単年度だけなのか、今後も続くかという見込みなのか、もう少し動向を見ていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

原田副主幹

税務課副主幹の原田と申します。

私のほうから、大きな3番目ですか、保険税にかかわりましてお答えいたします。

まず、滞納保険税の不納欠損の見通し額についてですが、今現在、23年度不納欠損の最終の確定作業をしているところですが、見込みで3,100万円程度を予定しています。昨年22年度と比べまして、金額にすると約1,000万円の減になります。

続きまして、滞納世帯のうち予想される差し押さえ該当件数と滞納額についてですが、国保税にかかわります差し押さえの執行状況についてですが、24年2月末現在の23年度実績になりますが、預貯金が128件で215万5,000円、所得税等

の還付金が42件で106万9,000円、給与、年金等が41件で84万6,000円、合計で211件、407万円となっています。差し押さえにつきましては、徴収に向けてのさまざまなプロセスを経てもなお相談や納付に応じていただけない方に対してやむを得ず行う処分になりますが、納税者の皆さんが納期限内に納税をせず、また、その後相談もせず、納付に応じてもらえないということは考えていないことから、現時点におきましては、24年度に予想される差し押さえについては、予想不能でお答えすることはちょっとできません。

続きまして、高額滞納者に位置づける滞納金額、高額滞納者世帯についてですが、これ以上滞納金額があるから高額滞納者とするというような明確な基準は特に設けてはおりません。ただ、滞納金額順に上位何件というような条件を設定することによって滞納案件を抽出して、それを徴収に向けて所管との対策、検討に活用することは行っています。

以上です。

千田主査

市民課主査の千田です。

2番目に質問のありました、24年度収支見通しの中の保険給付費の見通しについてお答えいたします。

24年度の保険給付費、療養給付費等につきましては、9月までの医療費実績と前年度の比較の伸び率によって積算しております。資料にありますとおり、23年度との比較では減額とはなっておりますが、11月診療分の増加等により、12月以降の増加を見込んで追加補正をしたために、23年度が増額となったことによるものになります。補正の際には、件数の増加分は積算せずに総医療費のみを増加していますので、23年度と24年度の比較では、件数は増加しているけれども金額は減少ということになっておりますが、実際は、金額、件数ともに増加している積算となっておりますので、お願いいたします。

以上です。

金子主査

残り3点だと思われそうですが、順不同にはなりますが、6点目にお話をいただきました前期高齢者交付金の関係でございます。窪之内委員ご指摘のとおり、2年後に精算されるというような交付金の仕組みになっております。平成23年度の予算上、21年度に概算交付を受けた分が多過ぎたということで、23年度に非常に大きな精算が出てしまいました。これが約1億2,500万円ということで、23年度の予算の中では、通常概算で交付を受ける分を1億2,500万円ばかり削られている格好になっております。その影響が相当大きく、24年度は1億4,000万円増というより、23年度がやや相当削られたという格好でご理解いただければと思います。制度として、滝川市にとってプラスなのかどうかといいますと、これは仕組み上、前期高齢者交付金の制度、やや前期高齢者の割合が多いところがプラスになる仕組みに今のところなっておりまして、そういう意味では、滝川市にとってはプラスだろうというふうに思います。

関連して、戻って4番目にお話をいただいた調整交付金の関係でございます。これは、おっしゃるとおり4月で確定する制度で、まだ23年度の全容も見えておりません。その中で、23年と比べて当初予算比で国はマイナス、道はプラスというあべこべの状態はどういう状況かというような質問の趣旨だったと思いますが、これについては、平成23年度中に明らかになった、道のほうで収納率の確保、向上に対する調整交付金のプラスになるような制度が生まれてきております。収納対策を頑張ったところに対しては、より多くの交付金を上

げましょうという制度の趣旨でございまして、これを目標収納率の達成が前提ではございますけれども、24年度に向けてやや増額をしているというようなところでございます。

それと、7番目にお話がありました一般会計の繰入金のお話でございます。保険税の軽減分について、これは100%ではない、予算上確かに基盤安定の交付金と、それから保険税の軽減分で計算が合わなくて100%もらっていないようにも見えるのですけれども、実はこれ4月1日が保険税の基盤安定の交付金を受ける基準日となっていて、4月1日にいたところが、まず計算の根拠になってございます。年度の途中に加入喪失、こういった要素を全く加えていませんで、お示した資料の中では、これらは年度の途中で動いた人員もすべて含めて一たん計上して、その後の月割りのところで減らしている格好になっています。そういう意味では、若干のプラス・マイナスはあると思いますけれども、100%と申し上げていいと思います。

それと、他の制度、措置があるかないかという点については、低所得者軽減世帯に対する国の措置として、保険者支援分という基盤安定の交付金が3,600万円分、一般会計から一たん入れて繰り入れているところと、あと財政安定化支援事業という、こちらも低所得者分としては4,600万円ほどもらってございます。以上です。

委員 長
窪 之 内

答弁がすべて終わりました。再質疑ございますか。

3番目の滞納者の資格証明書の件なのですけれども、やはり心配されるのは、資格証明書による医療抑制なのですが、今、7割軽減世帯、5割と2割を合わせると40世帯程度あって、7割軽減世帯ですから、かなり所得の低い人たちへの資格証明書の交付になっているわけですね。この人たちがなぜ悪質だというふうな形で評価をされて、資格証明書が交付されているのかというのは、単純に考えれば、所得がないから払えないのかなというふうに思うのですが、先ほど納付相談に来られないとかということを書いていましたので、こういう方たちは、本当に納付相談に来れば、短期証への変更が今後あり得るというふうに理解していいのか、こうした人たちが医療抑制にならないような手立てを今後どのように講じていくつもりなのか、伺いたいというふうに思います。あと、前後して申しわけないのですが、いろんな変化もあると思うのですが、こうした療養費が極端にふえなければ、見込みのとおりでいけば、24年度の新年度は基金取り崩すことなく収支はバランスがとれるというふうに見込めるのか、それとも大きく変わるとすれば、何か24年度、この収支の見通しを大きく変えるようなことが何かあるとすれば、どういったことが予想されるのかをお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

鎌田副主幹

資格証明書の特に関係、ご心配されるとおりだと思います。一応統計的な数字でお答えしたのですけれども、5月末現在の数字ということでお知らせしましたが、実はこの中には、滞納当初、資格証明書、いわゆる悪質な状況であると判断した方たちでも、年を追うごとに所得は減っていった7割になってしまったという方たちも含まれているのだということ、まず一つあるのですね。資格証明書交付までのお話ということでちょっと説明しますが、基本的には納税相談等行って、さっきお話ししたプロセスを経て、まず短期保険証という形になります。その中で状況を3カ月に1回ずつ把握しながら、納税相談を進

めながらということになるのですけれども、それでもかつ特別な事情もなく滞納が続いている方たちというのは、資格証になるわけなのですけれども、現状においては、ご質問のとおり所得の状況ということも当然踏まえなければなりませんので、いつからということではないのですけれども、今は7割軽減のかかっている方たち、いわゆるこれは課税する段階で、年度の途中でも状況が変われば所得がないのだということを位置づけているわけですから、そういった方たちを資格証明書にするというような手続は、現状はほとんど行なわれていないというふうに我々としては認識しています。

ただ、現状その統計的な数字ということをあらわしたのものに関しては、過去においては収入所得もあって、特別な事情もなく滞納が続いて資格証明書になったという方たちで統計の数字をとった時点では、所得がなくなっているという方たちもいるのだということは事実だと思いますので、そういったことで出てきているものだと思います。

また現状は、いわゆる病院にかかることが抑制されるという部分については、資格証明書発行という状況になっている方たちにおいても、納税相談というのは常に続けていますので、その中で、例えば病院にかかりたいのだというようなことを意思表示していただければ、それについては、非常に短い期間の保険証ではありますけれども発行して、病院にかかっていたいただいているというような状況もありますので、大もとの法改正がない限りは、徴収の部分で対応することになりますと、そういう形で、いわゆる病院にかかることを抑制しないようにということで、できることはやっているつもりだということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

佐藤副主幹

それでは、2点目の療養費関係等で、基金を取り崩すことにはならないのかというご質問でございましたが、一応基金につきましては、保険給付費の支払いに不足を生じた場合には取り崩すということになってございますので、この予算よりも大幅に医療費がふえるというようなことになりましたら、そういうことも考えられますが、今の時点では、基金を取り崩すまでも至らないということで想定しております。

以上です。

委員長
窪之内

答弁が終わりました。

先ほど資格証の関係で聞いたのですが、こういう資格証を発行されている人たちが納税相談に行っただけだと、多分短期保険証に変わらないと思うのですが、一定の納税があった場合には、短期証にすぐ変わるのかなというふうに思うのですが、その辺の、短期証に変更するための条件みたいなのが1点お伺いしたいのと、先ほどちょっと再質で漏れていて申しわけないのですけれども、高額滞納者という位置づけはしていないということだったので、それでは100万円以上を滞納されている方が何件いるのかということでご答弁いただければいいかなというふうに思うのですが、それをお伺いしたいということ。その2点です、はい。

鎌田副主幹

いわゆる資格証明書の世帯が、短期証の支給される世帯にかわるということはないのですね。これは要綱等で定めているルールにのっとってやっている話ですからね、そこについては一定の基準がありますから。要は、緊急の状態にあるというふうに判断した場合、緊急の状態ではなくても、今は例えば歯が痛い

といったことでお越しになられても、保険診療を受けていただくために、そのために短期間の保険証を出しているという状況で、今の取り扱いは資格証明書ではなくなるということではないのです。ただ、そういったことで、当然納付も納入もできないのだという状態でお越しになられても、病院にかかりたいという意思表示をされれば、それについては、保険証を短い期間ですけれども、交付しているという状況です。

原田副主幹

100万円以上の高額滞納者ということでしたけれども、100万円以上という金額で線を引いてちょっととらえた数字、手元がないのでお答えできませんけれども、滞繰の金額だけになりますけれども、上位10件で1,714万3,000円ということになります。

委員長
窪之内
委員長
坂井

答弁が終わりました。窪之内委員、再質疑ございますか。よろしいですか。

はい。

それでは、ほかに質疑ございますでしょうか。

全部で2点お願いいたします。

先ほど窪之内委員の質問の中で、ちょっと私、答弁においてわからない部分があったので、もう一度お願いしたいのですが、まず1点目、186ページの諸収入のところの、一般被保険者延滞金250万円とありまして、この答弁が23年度実行見込みというような回答だったと思うのですが、その前年度におきましての予算の見込みが65万6,000円、去年が79万7,000円、ことしが250万円ということで、何か逆にこちらからお聞きしたいのが、得策といいますか、何か案があつてのこういった積算見込みだったものなのかどうかということを確認させていただきます。それが1点目です。

それと178ページ、歳入の1款1項1目で一般被保険者国民健康保険税、これが前年度におきまして0.1%増の歳入見込みというふうになっているのですが、これの根拠といいますか。先ほど説明の中で、農業所得の増というような言葉があったと思うのですが、農業所得の増だけでこの0.1%を賄えるのかどうか、先ほどの説明で限度額も今年度はないと、それと世帯数、人口とも去年において滝川市が減少している中で、あと、景気がそんなに上昇していない中で、この歳入が本当に見込めるのかどうかという確認をしたいと思います。その2点です。

金子主査

坂井委員からご質問ありました2点目についてご回答を申し上げます。

国民健康保険税の0.1%増というところにいろいろな要素がございます。被保険者数は減少しています。世帯数も若干減少しています。そういう意味では、トータルで考えたら減ると見るのが自然なところですが、先ほど参事のほうから申し上げたとおり、国民健康保険税については、農業所得の大きな増加を見込んでおります。それと、年度の中で所得割が幾らふえるかというところ、具体的に幾らふえる見通しで考えているのかというところを、あくまでも当初予算との比較でいきましたら、所得割に占める割合というのは何百万円単位です。それと均等割、平等割といいまして、先ほど個人割、世帯割と言ったのですが、これそれぞれ均等割、平等割という表現がございます。この均等割、平等割についても100万円単位の減です。これを相殺して0.1%、そんなに大きな数字ではございませんけれども、それを合算すると、最終的には0.1%の増にとどまるというような積算をしてございます。

以上です。

鎌田副主幹

延滞金の関係なのですけれども、我々徴収の立場としては、最初から要は納期内に納税していただけない方たちはこれだけいるだろうとか、結果的にこれぐらいの延滞金が収入として見込めるだろうというようなことは、本来やっぱり考えるべきではないのですね。としか、ちょっとお答えのしようがないのですけれども、何もここに特別の考え方はないと思います。恐らく課税担当としては、単なる実績を用いた数字で積み上げただけのことだと思いますので、徴収担当としては、皆さんが納期内に、ほとんどの方が納めていただけるというふうに考えておりますので、そういったことだということだけ、ちょっとご理解いただけたらと思います。

委員長
坂井
委員長
大谷

答弁が終わりました。よろしいですか。

終わります。

そのほか質疑ございますでしょうか。

窪之内委員のほうからもちょうと出ていたのですが、180ページの特定健診のところについて質問いたします。

前年度に比べて本年度45.9%のマイナスになっておりますが、これ数年やってきて、毎回やっているからいいわということで、何か受診者が減っているのかな、実績が減っていることで、こうやって今年度の予算が少なくなってきたのかなと思うのですけれども、やっている中では、ほかの病院で血压だとかいろいろ健診しているからいいわとか、初めのころに比べてそうやって受けなくても、ほかでかわってできるからいいわという対象者がふえてきているのかなと予想するのですけれども、ここ数年やってきて、そういう受診者に対して、どういう部分がメリットとしてあるから、ぜひ受診したらいいですよというような指導等も入れているのかどうか、その人方に行ってもらうような、そういう対策をしながら、なおかつ減ってきているということで予算をしているのか、その辺の状況についてご説明いただきたいと思います。

佐藤副主幹

まず、何で目標率を下げて予算も減らしたのだということなのですが、先ほども窪之内委員さんからの質問にもお答えしたのですが、国、都道府県の負担金の申請の際に、以前は、うちの予算額どおりの申請をしていたのですが、それが23年度から変わったのですが、22年度の実績の3割増しまでしか申請ができなくなったということがございまして、それで、うちのほうの予算も減らしたというわけでございます。

それで、委員さんの指摘のとおり、受診率のほうにつきましては、減少傾向ではありますけれども、特定健診を受けまして、一定の保健指導が必要だという場合については、今度は保健師さんのほうから保健指導というのがございまして、そういう指導が受けられることにはなっています。それで、受診率が下がっているから、うちのほうも保健師さんとも相談しながらいろいろ対策を練っているところなのですが、単発ではなくていろいろな施策をやっているのですが、なかなか受診率の向上には、ちょっと結びついていない状況ではございますが、一応そのようなことで、予算のほうは減っているような状況でございます。

以上です。

委員長
大谷

答弁が終わりました。

受診した人に対しては、そういった保健師さんの指導等はできるのだけれども、案内しても行かない人については、こういった対策を考えているのかお伺いし

ます。

佐藤副主幹 行かなかった人についても、郵便で連絡するのはもちろんのこと、保健師さんあたりから直接電話なり行って、受診するように進めているところではあるのですが、なかなか行かないとか、どうしても行かないとかという人はいらっしゃいますし、また平日や何かにも期間決めまして、江部乙地区だとか、そういうところにも日にちを設けまして、健診車による健診とか、いろいろ受診しやすいような状況もつくっておりますが、ちょっと受診率については、すぐ結びつくようなことになっていないのが現状です。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。

大谷 委員 長 はい。

委員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑の留保なしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 以上をもちまして、議案第2号の質疑を終結いたします。

それでは、会議の再開を20分といたします。ここで5分ほど休憩をさせていただきます。

休 憩 11:15

再 開 11:21

委員 長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第5号 平成24年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

委員 長 議案第5号 平成24年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

庄野参事 (議案第5号を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

荒 木 1点だけ。後期高齢者医療制度については廃止だとか見直したとかということが、そういう認識だったのですが、一部報道で、そのまま制度維持かという情報もあって、なければならないのですが、滝川市として押さえている見通しとか情報を教えてください。

榎木課長 今こちらのほうで押さえていますのは、後期高齢者医療制度、これ廃止ということで、新たな高齢者の医療制度、こちらのほうを今回の議会のほうに提案する予定ということまで情報としては入ってきてございます。ただ、野党のほうでは、後期高齢者医療制度を継続するべきでないかという、そういった意見も出ているというふうに伺っているところです。

委員 長 再質疑ございますか。

荒 木 ないです。

委員 長 よろしいですか。そのほか質疑ございますか。

渡 辺 それでは、1点だけお願いします。

338ページから389ページあたりなのですが、この後期高齢者医療保険料の歳入が、結局その保険料そのものは3億8,500万円程度なのですね。支出のほうで広域連合には、先ほどありました5億2,200万円程度を納めているわけですが、結局はまた滝川市から、この他会計繰入金の1億4,500万円余りでしたか、

梅津副主幹

これを納めているわけですから。それで道と国からの補助金の現在の状況、これをお願いします。1点だけです。

市民課、梅津です。

道からの補助金といたしましては、保険基盤安定負担金の道負担分といたしまして、こちらが8,999万7,000円ということになります。あとは、特に国からということで市に入ってくる部分というのはございませんので、歳入として受ける部分、国、道の部分というのは、この部分だけになってまいります。

以上でございます。

渡 辺
委 員 長
窪 之 内

終わります。

よろしいですか。そのほか質疑ございますか。

2点お願いします。

342, 343ページの保険料の関係なのですが、その滞納額の調定額の見通しなのですけれども、今回の補正予算の質疑のとき、滞納者11人で62万6,000円という答弁があったと思うのですよ。もう納期は過ぎていると思うので、これは予算編成時と、その後の回収とかで違ったというふうに見ればいいのか、その補正予算のときに、62万6,000円の滞納がまだふえる見込みもあるということなのかどうか、調定額136万9,000円の見通しと、補正予算との質疑のときの11件、62万6,000円の違いについてひとつ伺いたいというのと、350と351ページの健康診査に要する経費56万7,000円ですが、新年度の対象者とその70歳以上、それと受診率の目標について伺います。

以上です。

梅津副主幹

まず1点目、滞納繰越分なのですけれども、平成24年度の見込みといたしますのが、まず平成23年度の現年分を50%という数字で今回押さえております。といいますのは、今現在50をちょっと上回った状態になっておりますので、予算編成時につきましては、当初65%ということで、平成23年度分については見ていたのですが、これがちょっと65%は厳しいなということになりましたので、23年度につきましては50%という数字を見込みました。これをもとに推計している数字でございます。

それで、補正予算の部分につきましては、まず平成23年度分の現年分の保険料がかなり上回ってきたという部分、それにちょっと歩調を合わせたような状況で、滞納繰越分に関しても、若干ですけれども、補正をさせていただいたという状況でございます。

続きまして、健康診査の部分についてなのですけれども、平成23年度分なのですけれども、現在89名の方ということになっております。

それで、受診率につきましては、こちらは平成22年度の数値でございますが、2.15%ということになってございます。平成24年度のこちらのほうの見込みなのですけれども、平成23年度当初で140名ということで見込ませていただいた数字をそのまま使わせていただいております。

以上でございます。

委 員 長
窪 之 内

答弁が終わりました。

健康診査なのですけれども、140名が対象者ではなくて、140名の受診者を見込んだということのかな、もう一回確認です、はい。

それと、補正予算のときに滞納者が11人で、その時点で62万6,000円の滞納額しかなかったと聞いたのが違ったのでしょうか。補正予算で質疑をやったときに、

その時点の滞納者と滞納金額はと聞いたら、11人、62万6,000円と聞いたのですが、これは現年分だけだったのか。何か先ほどの説明だと、平成23年度は50%の滞納分の調定の収入しかないということであれば、補正予算の質疑のときに、滞納者11人、62万6,000円という数字が合わないのかなと。その辺がよくわからないのですけれども、先ほどの説明だと。

梅津副主幹 済みません、失礼しました。
保険料につきましては、現年分5月までというふうになりますので、その分がふえるというような形になってまいります。
あともう1点、健康診査につきましては、受診された方が140名ということになってまいります。

委 員 長 再質疑ございますか。

窪之内 ありません。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。ありませんか。
(なしの声あり)

委 員 長 ほかに質疑がないということですので、質疑の留保なしと確認してよろしいですね。
(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、以上で議案第5号の質疑を終結いたします。
本日まで3日間質疑を行ってまいりましたが、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 確認いたしましたので、以上ですべての質疑を終結いたします。
本日の午後の部につきましては、皆様のお手元のほうには日程表として2時からとなっておりますが、繰り上げて午後1時から再開いたします。
それでは、休憩に入ります。

休 憩 11 : 40
再 開 13 : 01

委 員 長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
3日間の質疑ご苦労さまでした。

討論

委 員 長 市長に対する総括質疑、その他質疑の留保なしということで確認しておりますので、早速これより討論に入りたいと思います。
討論の順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、渡辺委員の順となります。
最初に市民クラブ、荒木委員。

荒 木 それでは、市民クラブを代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号の平成24年度特別会計4件及び公営企業会計2件、関連議案のすべてを可とする立場で討論いたします。
初めに、近年の大変困難な状況と言える緊縮財政を余儀なくされる中、予算編成に当たられました市理事者、職員の皆様に敬意を表しますとともに、制度改正を含めた状況変化に対応しながら、さまざまな長期計画策定に取り組まれた所管、担当職員の皆様のご努力に一市民として感謝を申し上げます。
以下、若干の意見を付して討論いたします。
まず、国民健康保険特別会計。

高齢化率上昇、医療費増大、保険税引き上げ、滞納者増が全国的な社会問題となっております。税負担の公平性等は十分理解をしておりますが、本市において、医療抑制による悲劇が起こらないよう配慮と注意をお願いしたい。

また、国保財政の安定化に向けて、国庫負担の増あるいは都道府県単位等広域運営へ移行を含め、国への要望、働きかけを強化していただきたい。

公営住宅事業特別会計。

泉町団地等新築工事管理を確実に実行されたい。

また、限られた財源での有効な既存住宅修繕を適切に実施していただきたい。

建てかえ計画におきましては、特にふろなし住宅の早期建てかえを要望いたします。

介護保険特別会計。

介護保険計画の策定に当たり、低所得者への配慮がなされたこと、サービス拡大を図られたことを評価いたします。

介護サービス新規事業の実施に当たりましては、市民がより利用しやすい事業となるよう、さらなる充実と周知を図られたい。

後期高齢者医療特別会計。

新制度への移行が迷走する感もありますが、これまでどおり現行制度の中での適正執行に努められたい。

下水道事業会計。

事業の安定運営に向け、これまでどおり一層のご努力をお願いするとともに、管渠更新のピークに向けて、長期計画を推進されたい。

病院事業会計。

近年の接遇対策を評価しますとともに、さらなる改善を進めるためにも、現場職員への励みともなりますので、ぜひその点をお伝えいただきたい。

医師確保のご努力に敬意を表しますが、医師住宅の環境整備が必要ではないかというふうに思われます。

院内保育所の設置を評価いたします。事故等がないよう、委託先への指導、管理の徹底をお願いします。

以上です。

委員長
坂井

次に、新政会、坂井委員。

新政会を代表して、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号の平成24年度の特別会計4件及び企業会計2件並びに関連議案第18号、22号、24号、26号、27号、30号から32号までの議案8件について、賛成の立場から討論を行います。

最初に、去年の東日本大震災から1年がたち、この滝川においても、それに関連するさまざまな課題が浮き彫りになり、予算における優先順位の見直しなどの必要があったものと察するところであります。市長初め理事者並びに職員各位が本予算編成に当たり、努力されたことに心から敬意を表します。新年度は、予算を遂行し、滝川経済の活性化に大きな効果が出ることを期待いたします。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険税の公平性に努め、収納率向上について、引き続き努力されたい。

また、保険証が交付されないことにより、医療を受けられないことのないよう、各世帯ごとの事情を勘案し、医療の公平性にも努めていただきたい。

公営住宅事業特別会計。

既存住宅の建てかえ、修繕などの整備は、居住者の意向をよく確認し、執行していただきたい。高齢者の、特に単身世帯においては、安否確認を含めて、今後の検討を期待します。

介護保険特別会計。

年々業務量が増す中ではありますが、新規事業の「すっきりいきいき頭の健康教室」、「家族介護用品支給事業」など市民への周知を一層図っていただき、今後も使いやすい継続的な事業を構築していただきたい。

後期高齢者医療特別会計。

国の制度の見直しがあった際にも柔軟に対応し、情報の収集に努めていただきたい。

下水道事業会計。

長寿命化を図るべく、施設の点検調査などを計画的に行っていただき、下水道事業の安定的な経営を期待します。

また、中空知広域水道企業団との連携をとり、滞納料金の徴収に一層の努力をされたい。

病院事業会計。

他の病院との連携を引き続き図っていただき、医師及び看護師の安定的かつ継続的な確保に努めていただきたい。

また、不納欠損などの未収入金に対する処理を適正に行っていただき、今後も黒字経営となるべく努力をされたい。

以上です。

委員長
副委員長

次に、公明党、三上副委員長。

公明党を代表し、本委員会に付託されました議案第2号から議案第7号及び関連議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

刷新という目標を掲げ、市政のかじ取りを担ってこられた前田市長にとりましても、私たち議員にとりましても、この24年度が大変重要な1年になると考えております。これまで以上に、限られた財源の中で、効果的な施策を実現していかなければなりません。

以下、若干の意見を述べます。

国民健康保険特別会計。

特定健診の受診率向上策と市民の健康増進に、これまで以上に努めていただきたい。

公営住宅特別会計。

住みかえ可能な制度で、高齢化社会への対応を急いでいただきたい。

介護保険特別会計。

介護予防事業のさらなる充実と、施設の充実に努めていただきたい。

高齢者見守りについては、さらなる孤立死対策を急いでいただきたい。

後期高齢者医療特別会計。

介護サービスとの連携と健康診査の受診率の向上に努めていただきたい。

下水道事業会計。

長期的計画の中で、工程表に基づく推進で、安定経営を目指していただきたい。

病院事業会計。

7対1看護体制の維持と、医師確保にこれまで以上に努め、安定経営を目指していただきたい。

委員長
渡 辺

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

最後に、渡辺委員。

市民の声連合の渡辺精郎は、第2予算審査特別委員会に付託されました平成24年度特別会計、企業会計等6件と、関連議案8件の予算案を可とする立場で討論いたします。

まずもって、本予算案の作成に当たり、努力されました市長初め理事者並びに関係職員の皆様に対しまして、ねぎらいたいと思います。

それでは、まず病院事業会計からありますが、新しい市立病院が完成し、企業会計として前途の厳しい中であって、しっかりかじ取り会計をしていただけると感じます。新しい病院になり、医師、看護師もそろったわけですから、病床数は314に減じましたものの、ぜひ、8割の利用率と言わずに、9割程度で頑張ってもらいたいものです。その他の外来患者の予定数が、実態よりも低く、遠慮がちになっておりますが、堂々と目標を高く掲げて頑張ってもらいたいと思います。医師確保も話題になりましたが、産婦人科の施設はあるのでございますから、常駐医師の確保にも努力していただきたく存じます。何といたっても病院経営の原点は、患者の身になって医療行為をし、患者に喜ばれるクレジット支払い制度に前向きな姿勢は評価されますし、経営が上向くことと思いますので、その努力をしていただきたく存じます。

次は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計を一括討論いたします。

このように、さまざまな健康保険制度をつくった責任は、政府や国会にあります。しかし、下請で従っているだけではだめではないでしょうか。これからの地方公共団体として、こんなに多くの複雑な健康保険制度では、結局、事務事業は自治体に課せられ、市役所では、多くの職員を配置しなければなりません。今こそ、民主党の政権下で、健康保険事業の一元化をしていただきたいものがあります。

そして、地方自治体の立場からも発信していく必要があります。その中でも、国民全体から批判のある後期高齢者医療特別会計は、民主党政権も廃止を約束しておりますが、ぶれてどうなるかわからない現状であります。何より、息子などの家族に負担していただいていた老人に、今さら自分で納めよということの批判は大きいのです。特に、民間からの市長にとっては、この課題整理に努力され、市民負担と自治体負担の整合性を期待するものです。

次は、公営住宅事業特別会計であります。公営住宅の建設は、次々と新しい団地の建てかえの時期がやってまいりました。新築もさることながら、古い公営住宅も安い家賃で助かっているという人の家庭も多いのであります。修繕もしっかりし、入居者の期待にこたえてください。

東町団地の公営住宅の順序がやってまいりました。緑町団地との建てかえの棟数が3対1の割合とのことで、緑町団地の現在入居の方々に動揺を与えております。これも公平に2対2の棟数にされることが、町内会等の家屋数のバランス上、大切なことではないでしょうか。緑町団地や町内会側の要望も、十分考慮されることを要望いたします。

次は、下水道事業会計であります。昨年9月初めの大雨の後、緑地区公民館近くの住宅のトイレで用を済ませてハンドルを回したら、便や尿や水が逆流してトイレの中にあふれ、大騒ぎになりました。公民館のトイレを使って急場をし

のぎましたが、今後、管渠が古くなるとこのようなことが多くなることが当然考えられます。そのとき、汚水ますのマンホールのふたを業者がはがしてみましたら、どっぷりと汚水が流れずたまっておりました。その後は、応急修理がなされましたが、下水道事業会計の予算とともに、管渠の状況も平常から点検され、根本的に修繕されることを望みます。

以上、市民の声連合の渡辺精郎の賛成討論といたします。

委員長

以上で、討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理しまして、3月30日まで事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより

議案第2号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成24年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成24年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算

議案第7号 平成24年度滝川市病院事業会計予算

議案第18号 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第22号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）

の14件を一括採決いたします。

本件をいずれも可とすべきものと決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

この場合、市長からの発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

市長

ただいま第2予算審査特別委員会に付託されましたすべての議案に対しまして、可決のご判断をいただきまして、まことにありがとうございました。

関藤委員長、そして三上副委員長初め委員各位の精力的なご議論、審査に、感謝、お礼申し上げる次第でございます。

ただいま、いろいろご議論いただきました内容、また付託された意見等につきまして、十分配慮しながら行政運営に生かしてまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

本日は、まことにありがとうございました。

精力的な審査、ご苦労さまでした。なかなかふなれな点もございましたが、委員の皆様方の協力により、無事終了いたしました。本第2予算審査特別委員会に付託された内容、前田市長にとって、初めての本格予算でもありましたけれども、皆様の精力的な審査内容、まことにご苦労さまでした。

これにて委員長職を退任させていただきます。ありがとうございました。

以上で、第2予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 13:21